

# 身体拘束等の適正化、虐待防止のための指針

社会福祉法人 福角会

(主旨)

## 1.身体拘束等の適正化、虐待防止に関する基本的な考え方

身体拘束、虐待は利用児者の生活の自由を制限することであり、利用児者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、利用児者の尊厳に基づき、安心、安全が確保されるように基本的な仕組みをつくります。

また、職員一人ひとりが身体的、精神的弊害を理解し、緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束を行わないこと、虐待防止に向けた意識を持って利用児者の保育・支援を行います。

(法人委員会及び事業所委員会組織について)

## 2.身体拘束等の適正化、虐待防止のための体制

2-1 法人委員会では、次の取り組みを実施し、身体拘束等の適正化、虐待防止のための体制を維持、強化します。

### (1) 人権委員会の設置

法人人権委員会を設置し、当法人で身体拘束等の適正化、虐待防止を目指すための取り組み等の確認、改善を検討します。

### (2) 委員会の構成

- ・ 理事長
- ・ 委員長
- ・ 各事業所推薦の委員

### (3) 人権委員会の開催

委員会は年1回以上開催する。その他必要に応じて会議を開催し、次に掲げる事項について審議する。

- ① 人権侵害防止に向けた提言や調査を行う。
- ② 事業所と協力し人権侵害が発生した場合の対処・対応を行う。
- ③ 事故報告、ヒヤリハット、苦情・意見より人権侵害につながるような事例がないかを検証する。
- ④ 人権侵害防止の啓発・教育・広報活動を行う。
- ⑤ 利用者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用等の啓発・促進を行う。
- ⑥ その他人権侵害の防止に関すること。

### (4) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録については、適切に作成、保管するほか、委員会の結果について、全職員に周知します。

2-2 事業所委員会では、次の取り組みを実施し、身体拘束等の適正化、虐待防止のための体制を維持、強化します。

(1) 身体拘束適正化検討委員会及び虐待防止委員会の設置

各事業所に身体拘束適正化検討委員会及び虐待防止委員会を設置し、身体拘束等の適正化、虐待防止を目指すための取り組み等の確認、改善を検討します。

委員会名称については、事業所ごとにそれぞれ定めることとします。

(2) 委員会の構成

- ・ 管理者
- ・ 虐待防止責任者
- ・ 管理者が推薦する委員

(3) 身体拘束適正化検討委員会及び虐待防止委員会の開催

各委員会は年1回以上開催する。その他必要に応じて会議を開催し、次に掲げる事項について審議する。

ア 事業所内における身体拘束等、虐待防止に向けての現状把握、改善に関すること。

イ 事業所内で報告のあった身体拘束等、虐待事例の対応策や身体拘束等を実施した場合の解除の検討に関すること。

ウ 職員を対象とした身体拘束等、虐待防止に関する研修の実施に関すること。

エ その他、身体拘束等、虐待発生防止のための必要な事項に関すること。

(4) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録については、適切に作成、保管するほか、委員会の結果について、全職員に周知します。

**(職員研修について)**

**3.身体拘束等の適正化、虐待防止のための研修**

各事業所では、身体拘束等の適正化、虐待防止のため、職員について、新規採用時のほか、年1回以上の研修を実施します。

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（研修概要）を記載した記録を作成します。

**(身体拘束等、虐待発生後の対応)**

**4.身体拘束等、虐待予防など発生時の対応に関する基本指針**

身体拘束等、虐待防止対応実施手順に沿って、迅速に対応します。

**5.緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応**

(1) 身体拘束についての緊急やむを得ない場合の3原則

利用者個々の、心身の状況を勘案し、疾病、障害を理解したうえで身体拘束を行わない保育・支援をすることが原則です。しかしながら例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合

は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ・切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

## (2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、身体的拘束の実施後も日々の態様等を参考にし、委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

## (3) 記録等

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人、ご家族様へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・拘束の方法（場所、部位、内容）
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定

## 6.身体拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や、利用児・者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、事業所委員会で身体拘束解除に向けた確認（3原則の具体的な再検討）を行います。

## 7.虐待等が発生した場合の対応方法

虐待等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めることとし、客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

## (虐待等に係る苦情相談)

## 8.虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を施設長に報告することとし、苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。

相談受付後の対応は、虐待防止対応手順に沿って対応することとし、対応の結果は相談者にも報告することとします。

(成年後見制度の利用支援)

## 9.成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等の支援を行うこととします。

(閲覧)

## 10.利用児者等による本指針の閲覧

本指針は、当法人の全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用児者やご家族が閲覧できるように事業所への掲示を行うとともに、ホームページに公表し、いつでも利用児者及びご家族等が閲覧できるようにします。

(その他)

## 11.その他、身体拘束適正化、虐待防止の推進の為に必要な基本方針

身体拘束適正化、虐待防止のための指針は最新の知見に対応するよう定期的に改定を行います。

(附則)

1 本指針は、令和 4 年 12 月 26 日より施行する。